

縮む日本の中間層：

『国民生活基礎調査』を用いた中間所得層に関する分析

篠崎 武久（早稲田大学 理工学術院）

高橋 陽子（労働政策研究・研修機構）

《要旨》

本研究は、日本の中間層の割合の推移について『国民生活基礎調査』の個票データを用いて確認するとともに、割合の変化の背景にある要因について検証した。また分析結果に基づき、中間層の割合の上昇に資する政策のあり方について検討した。

1985年から2018年にかけて、日本の中間層の割合は低下している。特に1985年から2000年までの低下が大きく、2003年から2018年までは一定の幅の中で安定的に推移している。また、中間層の範囲をある年で固定した上で中間層の割合の推移を確認すると、中間層の割合の低下幅が大きくなるケースがあることが確認された。

中間層の割合を国際比較すると、『国民生活基礎調査』から計算した数字に基づけば、日本の中間層の割合はOECD平均よりも低い。ただし、中間層を算出する統計を『全国消費実態調査』に変更すると、日本の中間層の割合はOECD平均よりも高く、国際比較には注意を要する。また中間層の割合の低下幅はOECD平均の低下幅より大きかった。

中間層の割合が変化した背景について、世帯内に就業者がいると、就業者がいない場合に比べて中間層の割合が高くなる。また、人口全体で見た中間層の割合の変化は、非引退世帯のシェアが低下し、引退世帯のシェアが上昇したことに大きく左右されて低下している。

税や社会保障による再分配は、中間層の割合を引き上げる効果を持つ。この引き上げ効果は主に引退世帯で大きく、非引退世帯における引き上げ効果は相対的に小さい。また非引退世帯における引き上げ効果は、1985年より2018年の方が小さくなっている。

(備考) 本論文は、執筆者個人の責任で発表するものであり、独立行政法人 労働政策研究・研修機構としての見解を示すものではない。

目次

1. はじめに	1
2. 先行研究	2
3. 分析方法およびデータ	3
3.1 分析方法	3
3.2 データの説明	5
4. 分析結果	6
4.1 日本の中間層の推移	6
4.2 中間層の範囲をある年で固定した場合の中間層の推移.....	9
4.3 国際比較から見る日本の中間層	12
4.4 就業や高齢化と中間層との関係	14
4.5 再分配と中間層との関係	22
5. ディスカッション	24
6. 結論	30
参考文献	33

1. はじめに

本研究は所得の観点から中間層を定義した上で、『国民生活基礎調査』の個票データを使用して、日本の中間層の割合の推移を確認する。また中間層の割合を変化させる要因について、主に就業と人口構成の高齢化の観点から明らかにする。また日本の中間層に関する結果を他国の結果と国際比較し、日本の中間層の変化の特徴を明らかにする。

20世紀から21世紀にかけて、国家間の経済格差が減少する一方で、国内の所得格差が拡大しつつあり (Alvaredo et al. 2017)、多くの国で中間層の割合が低下していることが確認されている (OECD 2019)。中間層の割合を低下させる原因としては、グローバル化や技術革新により賃金分布の中位にある事務職や手工業などのルーティンタスクが先進国内で代替されつつあること (Goos et al. 2014) や、労働組合の弱体化 (Freeman et al. 2015) などが指摘されている。所得格差の拡大や中間層の割合の低下が、社会的包摂や経済成長に負の影響を及ぼし得るという懸念 (Cingano 2014) から、IMF や OECD、世界銀行などの国際機関は、所得格差の拡大について警鐘を鳴らし、「包摂的成長 (inclusive growth)」を呼びかけるに至っている (OECD 2014)。

所得格差の拡大や中間層の割合の低下が観察される状況と並行して、中間層が果たす経済的・社会的役割を詳細に検討する研究が蓄積されつつある。中間層の割合が小さい二極化した社会では、高所得層と貧困層の間での資源の再配分が過度に重視され、経済発展に関連する広範な意思決定においてコンセンサスを得ることが難しい。逆に、規模の大きな中間層が存在すれば民主主義が持続的に支持され (Barro 1999)、高所得層と貧困層の間の富の分配をめぐる対立 (Benhabib and Przeworski 2006) や社会や政治の不安定さ (Alesina and Perotti 1996) が低減され、教育や医療、インフラなどの公共財への投資が促進されて経済が発展する (Easterly 2001) ことが実証されている。その他、中間層は人的資本の蓄積や貯蓄を重視する倫理観 (忍耐力資本 (Patience capital)) を持っており、それが経済成長に寄与することも指摘されている (Doepke and Zilibotti 2005, 2008)。中庸な民主主義の担い手として、そして、一国経済の経済発展を支える土台として、現在、先進各国では共通して中間層への関心が高まりつつある。

他方、日本では、経済学的な見地からの中間層に関する研究の蓄積は、管見の限りでは、必ずしも十分とはいえない状況にある。日本の中間層の割合や、割合を変化させる背景要因など、基礎的な情報に限っても、次第に蓄積されつつはあるものの、まだ不足している。日本において、2020年代以降、中間層の割合の上昇が政策的課題になる可能性を見据えて、先行研究にならって中間層を何らかの形で定義した上で、中間層の変化に関する情報の蓄積を進める必要がある。

本研究では、所得の情報に基づいて中間層を定義した上で、厚生労働省の『国民生活基礎調査』の個票データを使用して、日本の中間層の割合の推移を確認する。また中間層の

割合を変化させる要因について、就業や人口構成の高齢化、再分配政策の観点から明らかにする。これらの作業に基づいて、中間層の割合を上昇させるために必要な政策的な支援策の方向性について検討する。

本研究の構成は下記の通りである。2章で所得の観点から中間層を把握した先行研究について概観する。3章で中間層の把握の方法、および本研究で使用するデータについて説明する。4章で分析結果を示す。分析結果を受けた討論を5章で展開する。6章で今後の課題について述べる。

2. 先行研究

次章の3章で詳しく言及するが、中間層の把握にあたっては、所得の観点から行われることが多い。これは、国民全体を推計対象とできる、信頼性の高い調査結果が得られる、などの理由によるものである。以下、本章で取り上げる先行研究も、基本的には資産等の情報ではなく、所得の情報に基づいて中間層を定義している。

Atkinson and Brandolini (2013) は、Luxembourg Income Study (LIS) Database を用いて、1985年と2004年の中間層の割合を複数の国について比較した。結果、分析対象国15か国中、11か国で高所得層と低所得層の割合の上昇に挟まれて圧迫される形で中間層の割合が低下していることを示した。特にフィンランドやスウェーデンで中間層の割合が大きく低下する一方で、ノルウェー、イタリア、デンマーク、フランス、メキシコでは割合が上昇している。

OECD は、2008年から所得格差や不平等に関する報告書を5つ公表しており、特にOECD (2019) は初めて中間層に関する特集を組んでいる。この中で、LISなどのデータに基づき、1980年代中頃と2010年代中頃の中間層の割合を比較し、17か国中14か国で中間層の割合が低下したことを確認している。スウェーデン、イスラエル、フィンランド、ルクセンブルク、ドイツでは5%ポイント以上中間層の割合が低下した。逆に割合の上昇が観察されたのは、アイルランド、デンマーク、フランスの3か国のみであった。

Derndorfer and Kranzinger (2021) は、EU-SILC (EU Statistics on Income and Living Conditions) の2004年と2014年のデータを用いて、中間層の割合の変化をEU圏内で比較している。EU26か国中18か国で中間層の割合は低下していた。最も大きく低下しているのはドイツ(48.3%から38.8%に低下)で、次いでスウェーデン(50.5%から43.8%に低下)である。ポーランド、アイルランド、フランスなどでは中間層の割合が上昇していた。

3つの研究は、利用データ、分析対象国、対象時期が異なるが、多くの国で中間層の割合が低下傾向にあることを確認している。ドイツやフィンランド、スウェーデンなどで中間層の割合が大きく低下していること、またフランスやデンマークなどでは割合が上昇し

ていることなどの結果が複数の研究間で共通している。

日本については、厚生労働省（2012）が『全国消費実態調査』（以下、『全消』）の公表値を使って中間層の割合を試算している。1999年から2009年の間では中間層の割合は大きくは変化していないものの、高所得層の割合が低下し、低所得層の割合が上昇したことを示している。

篠崎（2015）は、『国民生活基礎調査』（以下、『国生』）の公表値を用いて、中間層の割合が1985年から2012年にかけて低下したことを示している。この間、高所得層と低所得層の割合は継続的に漸増傾向にあった。また中間層の割合の低下は、特に1985年から2000年の間に生じたこと、2003年以降は一定の幅の中で比較的安定的に割合が推移していることを指摘している。また、中間層の範囲を1985年の時点で固定した上で、2012年までの中間層の割合の推移を確認すると、中間層の割合の低下が引き続き観察される一方で、1997年頃をピークとして高所得層の割合が上昇した後に低下し、1997年頃をボトムとして低所得層の割合が低下した後に上昇したことを示している。

Tanaka and Shikata（2019）は、『全消』の個票データに基づいて中間層の割合を算出し、1994年から2009年の15年間に中間層の割合がわずかに低下したことを示している。ただし、中間層の範囲を1994年の時点で固定した上で2009年の中間層の割合を計算したところ、中間層の割合の低下幅が大きくなることを併せて示している。

田中（2020）は、『国生』の個票データに基づいて中間層の割合を算出し、篠崎（2015）と同様に、1985年から2015年の30年間に中間層の割合が低下したことを示している。また田中（2020）は年齢の観点から中間層の割合の変化を要因分解し、人口構成の高齢化により所得の低い者のシェアが増大したことが、人口全体で見た中間層の割合の低下に影響を及ぼしたことを指摘している。

中間層の割合に関して日本を対象にした先行研究は、1980年代から1990年代末にかけて中間層の割合が低下したこと、2000年代以降は中間層の割合が比較的安定的に推移していたことを示している点で共通している。同時に、中間層の範囲をある年で固定した場合の結果については研究間で差異がある。また、中間層の割合の変化の背景要因については、研究の蓄積がまだ少ない。次章以降の分析では、先行研究間の結果の差異を埋めるとともに、中間層の割合の変化の背景要因について、特に就業と人口構成の高齢化の観点から明らかにすることを試みる。

3. 分析方法およびデータ

3.1 分析方法

本節では、本研究の分析における中間層の定義について説明する。

本研究は先行研究にならって、所得のデータに基づいて中間層を定義する。その際、こ

れも先行研究と同様に、定義に用いる所得は等価可処分所得とし、等価可処分所得で測った中位所得を基準にして、所得が一定範囲内に収まる層を中間層と定義する¹。

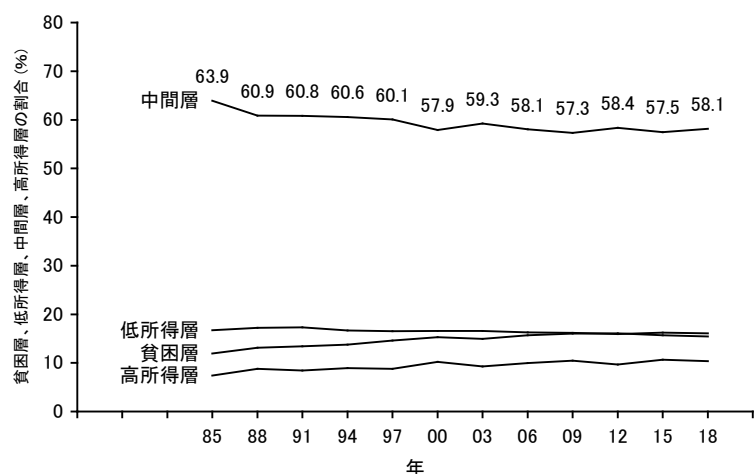
具体的には下記の手順で中間層の範囲を定義し、同時に、中間層の上と下にある層についても併せて定義する。まず本研究で注目する所得は、個人レベルの賃金等ではなく、世帯レベルで計測される所得である。世帯員の所得（税や社会保険料支払い前の所得。当初所得）をすべて合算して、世帯全体の所得を求める。次に、この所得から税や社会保険料等を差し引き、年金等の社会保障給付を加えて、世帯レベルの可処分所得を算出する。この世帯レベルの可処分所得を、世帯人員数のルートで除して、等価可処分所得を得る。この等価可処分所得が、本研究で用いる所得となる。以下で、特に言及なく「所得」の語が出てきた場合は、基本的にはこの等価可処分所得のことを指すものとする。

等価可処分所得は、世帯人員数で調整した、世帯員1人あたりの可処分所得である。この等価可処分所得は、世帯の全員に割り振られる。つまり、非就業の世帯員（子どもや専業主婦など）も含めた世帯員全員に等価可処分所得の情報が付与されることになる。この全員に付与された等価可処分所得を低い方から高い方に向かって並べ、中位に位置する者を特定し、その者が得ている等価可処分所得を、中位所得とする。この中位所得の75%（0.75倍）から200%（2倍）までの範囲に収まる所得を得ている者の数を算出し、この者たちが全人口に占める割合を、中間層の割合として定義する。

また、中位所得の200%以上の等価可処分所得を得ている者を高所得層、中位所得の50%以上75%未満の等価可処分所得を得ている者を低所得層、50%未満の等価可処分所得を得ている者を貧困層と、それぞれ定義する。各層の閾値をどこに設定するかは複数の選択肢があり、特に中間層と高所得層の閾値については、200%に限らず、125%や300%などの別の閾値についても検証してみることが重要であるとされる（Atkinson and Brandolini 2013）。事実、先行研究間で中間層と高所得層の閾値は共通しておらず、中間層の数字の解釈にあたっては注意を要する。本研究では後節における国際比較を容易にするために、200%の閾値を使用する。他方、貧困層と低所得層、低所得層と中間層の閾値については、先行研究間でおおむねコンセンサスが得られており、50%と75%がそれぞれ用いられることが多い（Ravallion 2010）²。このうち貧困層の割合は、貧困研究で頻繁に言及される相対的貧困率に等しくなる。その意味で、本研究が採用する方法に基づく中間層研究と相対的貧困率を軸に展開される貧困研究は、お互いに結果を参照し合うことができるという利

¹ 本研究は所得の情報に基づき中間層を定義するが、Atkinson and Brandolini（2013）は、資産など所得以外の情報に基づく中間層把握の重要性を指摘している。所得は生活水準を示す代理指標だが、仮に所得が低くとも、貯蓄の取り崩しなどによって一定の生活水準を維持できる場合もある。今後、実物資産や金融資産を考慮した中間層の研究の蓄積も望まれる。

² 閾値の設定に関する議論、および中位所得から一定の範囲に収まる者を中間層とすることの利点についての追加的な情報は、例えば篠崎（2015）を参照。



資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。

注 2) 貧困層、低所得層、中間層、高所得層の範囲は以下の通り。

貧困層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 50% 未満

低所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 50% 以上 75% 未満

中間層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満

高所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 200% 以上

図 1 中間層の推移

点を持つ。

3.2 データの説明

本研究で用いるデータは、厚生労働省の『国民生活基礎調査』の個票データである。データの期間は 1986 年調査から 2019 年調査までの 33 年間である。『国生』で調査する所得は、調査年の前年の所得なので、1986 年調査であれば、把握しているのは 1985 年の所得ということになる。『国生』は 3 年おきに大規模調査が実施されるが、本研究で用いるのはこの大規模調査年のデータである。

先行研究では中間層の割合の算出にあたり、トップコーディングを施すケース (Atkinson and Brandolini 2013) があるが、本研究では特にそのような処理はしていない。等価可処分所得を計算するにあたり、税や社会保険料の額が不詳であると計算が不可能になるので、不詳である者は計算から除外した。計算された等価可処分所得が負になる場合はゼロに変換した。田中 (2020) は本研究と同様に『国生』の個票データを用いて中間層の割合を計算しているが、条件の設定により分析に用いるサンプルにわずかな違いがあるため、分析結果にもごくわずかな違いが生じている。

表 1 中間層の推移

単位：%

	1985年	1988年	1991年	1994年	1997年	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年	2015年	2018年
貧困層	11.9	13.1	13.4	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4
低所得層	16.7	17.2	17.3	16.7	16.5	16.6	16.6	16.3	16.2	15.9	16.2	16.1
中間層	63.9	60.9	60.8	60.6	60.1	57.9	59.3	58.1	57.3	58.4	57.5	58.1
高所得層	7.4	8.8	8.5	8.9	8.8	10.2	9.3	9.9	10.5	9.7	10.6	10.3

単位：万円

中位所得の 50%	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127
中位所得の 75%	162	171	203	217	223	206	195	190	187	183	183	190
中位所得	216	228	270	289	297	274	260	254	249	244	244	253
中位所得の 200%	431	455	540	578	595	548	519	508	499	488	489	507

資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。

注 2) 貧困層、低所得層、中間層、高所得層の範囲は以下の通り。

貧困層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 50% 未満

低所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 50% 以上 75% 未満

中間層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満

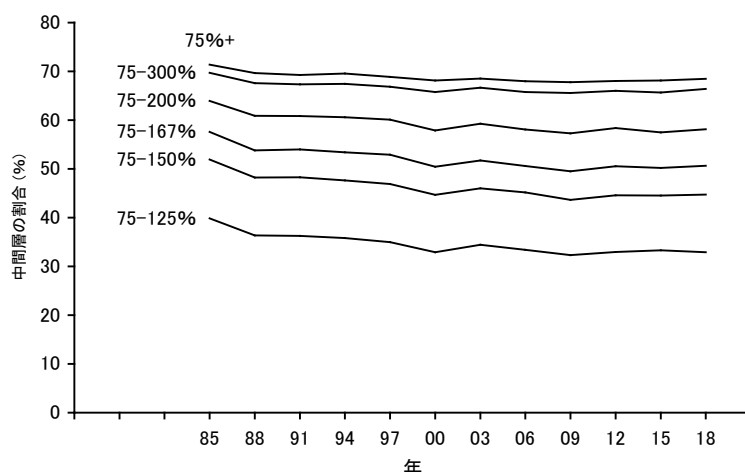
高所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 200% 以上

4. 分析結果

4.1 日本の中間層の推移

3.1 節で説明した方法に基づき、『国生』を使用して計算した中間層の割合を、図 1 に示す。また図 1 の具体的な数字を表 1 に示す。図 1 および表 1 に示す中間層の割合は、等価可処分所得で測って、中位所得の 75%以上 200%未満の所得を得ている人の割合（全人口に占める）である。

中間層の割合は、1985 年から 2000 年にかけて低下した後に、2003 年から 2018 年にかけては、おおむね 2%ポイントの幅の中で推移している（2003 年から 2018 年の間では 2009 年の 57.3%が最低、2003 年の 59.3%が最高）。1985 年から 2018 年の間の中間層割合の低下は、5.8%ポイントである。1985 年から 2000 年にかけての中間層の割合の低下を詳しく確認すると、低下の様子は一様ではなく、中間層の割合が 3 年間で 2%ポイント以上低下した期間が 2 回あることがわかる。1 回目は 1985 年（63.9%）から 1988 年（60.9%）の -3.0%ポイント、2 回目は 1997 年（60.1%）から 2000 年（57.9%）の -2.2%ポイントである。合わせて 5.2%ポイントの低下となる。1985 年から 2000 年までの中間層の割合の低下は 6.0%ポイントなので、上記の 2 期間における中間層の割合の低下が、1985 年から



資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。

注 2) 中間層の範囲は以下の通り。

75-125% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 125% 未満

75-150% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 150% 未満

75-167% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 167% 未満

75-200% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満

75-300% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 300% 未満

注 3) 中間層 + 高所得層の範囲は以下の通り。

75%+ = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上

図 2 中間層の範囲を変更した場合の中間層の推移

2000 年までの中間層の割合の低下の約 85% を占めていることがわかる³⁾。

定義上、中間層、貧困層、低所得層、高所得層の割合の合計は 100% になるので、中間層の割合の低下は、中間層以外の貧困層や低所得層、高所得層の割合の上昇を意味する。中間層の割合が大きく低下した 1985 年から 1988 年、および 1997 年から 2000 年にかけての、貧困層、低所得層、高所得層の割合の変化を確認すると、いずれの期間も高所得層の割合が上昇していることがわかる。低所得層の割合の変化は比較的小さい。貧困層の割合も上昇しているが、貧困層の割合は、この 2 期間だけでなく、1985 年から 2000 年までの間で継続的に上昇している。1985 年から 2000 年までの間は、貧困層の割合が徐々に上昇するのと同時に、ごく短期間の間に高所得層の割合が上昇することで、中間層の割合が低下していたことがわかる。

³⁾ 『国生』のような標本調査から中間層の割合を計算した場合、その数字には標本抽出に起因する誤差がある。ブートストラップ法 (1000 回の復元抽出) を用いて中間層の割合の値の標準誤差を試算すると、約 0.45% (2018 年の数字) となった。この値が他の調査年にも適用できると仮定して概算すると、中間層の割合に関する 2 つの値の間に、おおよそ 1.2% ポイント以上の差があれば、統計的に見て (5% 有意水準で) 有意な差があると考えられる。

表 2 中間層の範囲を変更した場合の中間層の推移

単位: %

	1985年	1988年	1991年	1994年	1997年	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年	2015年	2018年
75-125%	39.9	36.3	36.2	35.8	35.0	32.9	34.4	33.4	32.3	33.0	33.3	32.9
75-150%	51.9	48.2	48.3	47.6	46.9	44.7	46.0	45.2	43.7	44.6	44.5	44.7
75-167%	57.6	53.8	54.0	53.4	52.9	50.4	51.7	50.6	49.5	50.5	50.2	50.6
75-200%	63.9	60.9	60.8	60.6	60.1	57.9	59.3	58.1	57.3	58.4	57.5	58.1
75-300%	69.7	67.6	67.3	67.5	66.8	65.7	66.7	65.8	65.6	66.0	65.7	66.4
75%+	71.4	69.6	69.3	69.5	68.9	68.1	68.5	68.0	67.8	68.0	68.1	68.5

	単位: 万円											
中位所得の 75%	162	171	203	217	223	206	195	190	187	183	183	190
中位所得	216	228	270	289	297	274	260	254	249	244	244	253
中位所得の 125%	269	285	338	361	372	343	324	317	312	305	305	317
中位所得の 167%	360	380	451	482	497	458	433	424	417	408	408	423
中位所得の 200%	431	455	540	578	595	548	519	508	499	488	489	507
中位所得の 300%	647	683	810	866	892	823	779	762	748	732	733	760

資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。

注 2) 中間層の範囲は以下の通り。

75-125% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 125% 未満

75-150% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 150% 未満

75-167% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 167% 未満

75-200% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満

75-300% = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 300% 未満

注 3) 中間層 + 高所得層の範囲は以下の通り。

75%+ = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上

上記の結果は、中間層の範囲を変えたとしても同様に確認できるだろうか。図 2 および表 2 はいくつかの中間層の範囲に基づいて、中間層の割合を計算した結果を示している。具体的には、等価可処分所得で測って、中位所得の 75%以上 200%未満の所得を得ている人の割合（図 1 と同じ）に加えて、75%以上 125%未満の所得を得ている人の割合、75%以上 150%未満の所得を得ている人の割合、75%以上 167%未満の所得を得ている人の割合、75%以上 300%未満の所得を得ている人の割合の推移を描いている。本研究は、Atkinson and Brandolini (2013) の提案に従い、また、後章で OECD (2019) の結果と国際比較するために、基本的には中位所得の 75%以上 200%未満の所得を得ている人の割合を中間層の割合として使用するが、Atkinson and Brandolini (2013) も指摘するように、他の方法で計算した中間層の割合を確認することも、結果の頑健性の確認という観点から見て重要である。

図 2 を見ると、どの中間層の範囲を用いたとしても、1985 年から 1988 年、および 1997

年から2000年にかけて、中間層の割合の比較的大きな低下が生じていることがわかる⁴。また上記の2期間以外の期間についても、中間層の割合の上昇や低下が、同じタイミングで生じていることもわかる。加えて、2000年まで低下傾向にあった中間層の割合が、2003年以降は一定の幅の中で変動していることも読み取れる。中間層の割合の傾向は、中間層の範囲の大小に大きく左右されないことがわかる。

図2には、中間層の割合の推移に加えて、中間層の割合と高所得層の割合を合計した情報を併せて示している。具体的には、等価可処分所得で測って、中位所得の75%以上の所得を得ている人の割合を描いている。この数字は、等価可処分所得で測って、一定水準以上の所得を得ている人の割合がどの程度存在するかに注目している。この数字を見ると、1985年から2000年にかけて3.3%ポイント、1985年から2018年にかけては2.9%ポイントほど数字が低下していることがわかる。中間層+高所得層の割合の低下は、貧困層+低所得層の割合の上昇を意味するので、1985年から2018年にかけて中間層より下に位置する者の割合が増えたことになる。加えて、貧困層+低所得層の割合の上昇幅は、中間層の割合の低下幅より小さいので、1985年から2018年にかけては、中間層より上に位置する高所得層の割合もまた同時に増えたことがわかる（これは表1の数字からも読み取れる）。

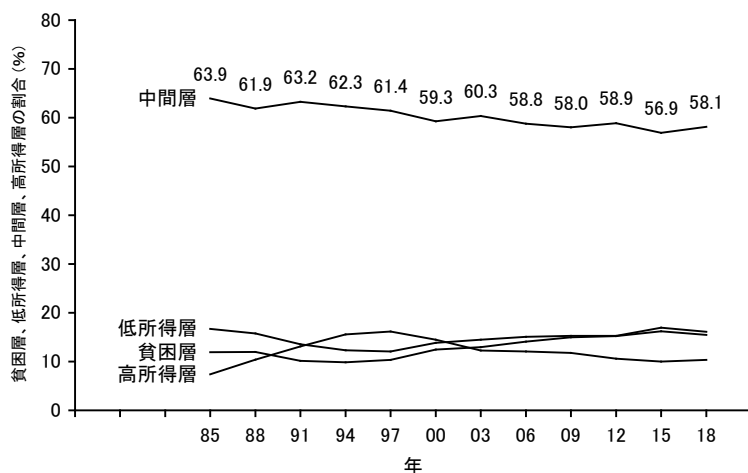
4.2 中間層の範囲をある年で固定した場合の中間層の推移

前節の分析では、各年の中位所得を基準に中間層の範囲を定めた上で、各年の中間層の割合を算出し、時系列比較した。もし中位所得の値が中長期的にあまり変化しないのであれば、この方法で求めた中間層の割合を時系列比較することに特に問題はない。他方、経済活動の中長期的な構造変化や短期的なマクロショックの影響などにより、中位所得の値が大きく変化する場合、中間層の割合の時系列比較にはやや注意を要する。例えば、2つの時点間で中位所得が大きく低下したとする。この中位所得の低下が所得分布全体がゼロの方向に圧縮されたことに起因して生じている場合、中位所得まわりにより多くの人口が集中するので、中間層の割合は上昇する可能性がある。しかし、この中間層割合の上昇を中間層に関する状況の改善と解釈することには慎重でなくてはならない。なぜならこの状況下においては、中間層を含む多くの人々の所得が下落しているためである。

Derndorfer and Kranzinger (2021) は、経済活動の大きな落ち込みを経験した国では、中間層の範囲をある年で固定 (anchor) して計測することも重要であることを指摘している。日本も1980年代から2010年代までの間に、比較的大きな経済活動の変動を経験し

⁴ なぜこの2つの時期に中間層の割合が大きく低下したかについての検証は今後の課題である。1回目の低下はブラザ合意後の円高不況、2回目の低下は1998年のアジア通貨危機後の不況の時期と一致し、日本経済全体に負のショックが生じた。本稿は、世帯構造の変化などの中長期的、構造的な要因と中間層の割合の低下との関係に焦点を当てているが、上述のような短期的な負の経済的ショックと中間層の割合の変化との関係については稿を改めて検証する必要がある。

A) 1985年の中間層の範囲に基づき各年の中間層割合等を計算した場合



資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。

注 2) 貧困層、低所得層、中間層、高所得層の範囲は以下の通り。

貧困層の範囲 = 1985年の等価可処分所得で測った中位所得の50%未満

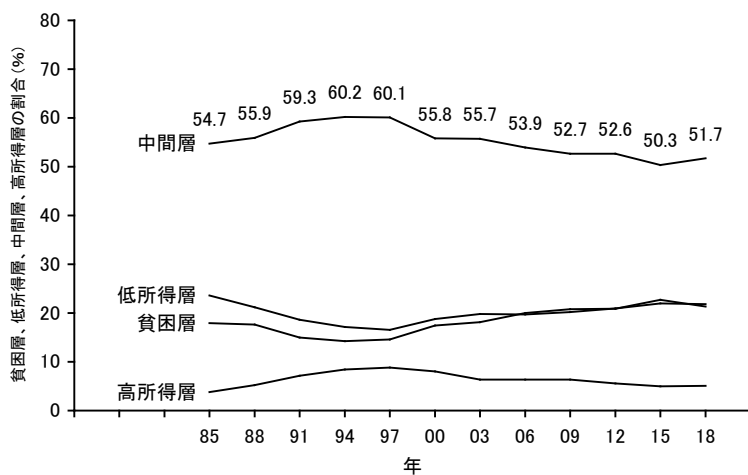
低所得層の範囲 = 1985年の等価可処分所得で測った中位所得の50%以上75%未満

中間層の範囲 = 1985年の等価可処分所得で測った中位所得の75%以上200%未満

高所得層の範囲 = 1985年の等価可処分所得で測った中位所得の200%以上

注 3) 1985年を基準として、物価調整済み。

B) 1997年の中間層の範囲に基づき各年の中間層割合等を計算した場合



資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。

注 2) 貧困層、低所得層、中間層、高所得層の範囲は以下の通り。

貧困層の範囲 = 1997年の等価可処分所得で測った中位所得の50%未満

低所得層の範囲 = 1997年の等価可処分所得で測った中位所得の50%以上75%未満

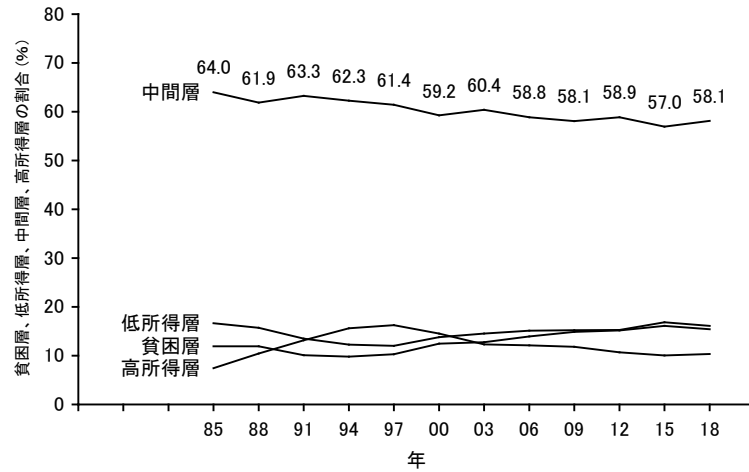
中間層の範囲 = 1997年の等価可処分所得で測った中位所得の75%以上200%未満

高所得層の範囲 = 1997年の等価可処分所得で測った中位所得の200%以上

注 3) 1997年を基準として、物価調整済み。

図3 中間層の範囲を固定した場合の中間層の推移

C) 2018 年の中間層の範囲に基づき各年の中間層割合等を計算した場合



資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。

注 2) 貧困層、低所得層、中間層、高所得層の範囲は以下の通り。

貧困層の範囲 = 2018 年の等価可処分所得で測った中位所得の 50% 未満

低所得層の範囲 = 2018 年の等価可処分所得で測った中位所得の 50% 以上 75% 未満

中間層の範囲 = 2018 年の等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満

高所得層の範囲 = 2018 年の等価可処分所得で測った中位所得の 200% 以上

注 3) 2018 年を基準として、物価調整済み。

図 3 (続き) 中間層の範囲を固定した場合の中間層の推移

ている。そこで本節では、ある年で中位所得ならびに中間層の範囲を固定した上で、他の年の中間層の割合を算出し、時系列比較した結果を確認する。同類の検証は『全消』の個票データを使用して (Tanaka and Shikata 2019)、あるいは『国生』を使用して (田中 2020) 行われており、固定しない場合と固定した場合では、中間層の割合の推移が異なることが報告されている。これらの研究をふまえて、本節では追加的な作業として、固定する年を複数設定し、固定した年の違いによって中間層の割合の推移が異なるかについても確認する。

図 3 のパネル A は、1985 年の中間層の範囲を他の年にも適用 (物価変動に関しては別途調整済み) した上で、各年の中間層の割合などを算出した結果を示している。また、パネル B は 1997 年、パネル C は 2018 年の中間層の範囲を他の年に適用した上で、各年の中間層の割合を示している。1985 年と 2018 年は、『国生』の個票データが利用可能だった、最初の年と最後の年である。1997 年は、表 1 から明らかなように、中位所得の値が最も高かった年である。中間層の割合は、前節に引き続き、等価可処分所得で測って、中位所得の 75% 以上 200% 未満の所得を得ている人の割合で算出する。

図 3 のパネル A とパネル C は、中間層の割合などの変化について、類似の結果を示して

いる。この2つのパネルが示す情報のうち、図1と異なる点は、1985年から2000年の間に加えて2003年から2018年にかけても中間層の割合が漸減傾向にあるように見えること、また、1997年をピークとして高所得層の割合が上昇した後に低下していること、1997年をボトムとして貧困層や低所得層の割合が低下した後に上昇していること、である。この2つのパネルと図1は、1985年から2018年の間に中間層の割合が約6%ポイント低下した点は共通しているが、その間の中間層の割合の推移ならびに貧困層や低所得層、高所得層の割合の推移に関しては、異なる動きを示している。

図3のパネルBは、図3のパネルAやパネルC、あるいは図1とはかなり異なる情報を示している。図3のパネルBでは、中間層の割合は1985年から1994年ないし1997年にかけて上昇した後に、2015年まで一貫して低下し続けている。1997年から2015年にかけての中間層の割合の低下幅は9.8%ポイントであり、図1や図3のパネルAやパネルCにおける1985年から2018年までの約6%ポイントの低下と比べて大きい。図3のパネルBは、中間層の割合を計算する際に、中間層の範囲をある年で固定するかしないか、また、固定する場合は中間層の範囲を固定する年をどこに設定するかが、中間層の割合の時系列的な傾向を大きく左右することを示している。

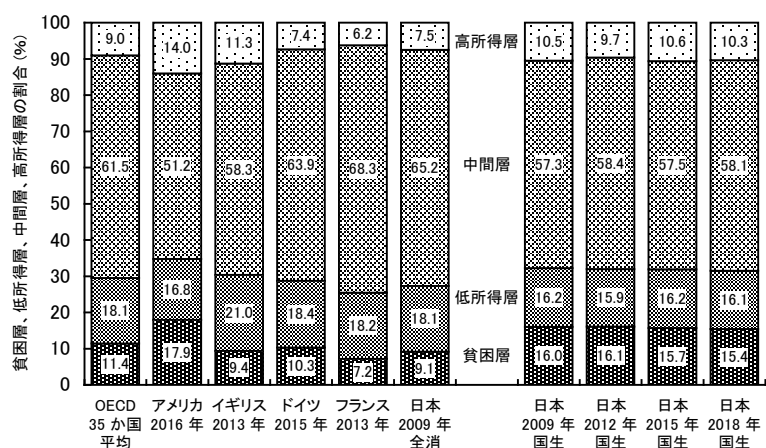
4.3 国際比較から見る日本の中間層

本節では、前節までの分析で得られた日本の中間層に関する結果と、他国の中間層に関する情報を比較することで、日本の中間層の特徴を描出する。他国の中間層の割合および中間層の割合の変化に関する数字が利用可能な先行研究は複数あるが、以下では、OECD(2019)が提供する情報を使用する。OECD加盟国平均の数字が利用できること、特定の地域(例えば欧州だけなど)のみに情報が偏っていないこと、2010年代中頃までの数字が利用可能なこと、などがOECD(2019)を比較対象とする理由である。

OECD(2019)における中間層の割合は、本研究と同じく、等価可処分所得で測って、中位所得の75%以上200%未満の所得を得ている人の割合で算出されている。また等価可処分所得の計算方法も同一(世帯レベルの可処分所得 / $\sqrt{\text{世帯人数}}$)である。よって本研究の結果とOECD(2019)が提供する情報をそのまま比較することができる。

図4に、日本と他国について、2010年代中頃における貧困層、低所得層、中間層、高所得層の割合を示した。OECD(2019)は計40か国の中間層の割合の数字を示しているが、そのうち4か国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス)の情報、およびOECD平均の情報を図4に引用した。

図4には、OECD(2019)から引用した情報として、2009年時点の日本の中間層の割合に関する情報を併せて示している(「日本 2009年 全消」の系列名が付いたグラフ)。OECD(2019)が所収する日本に関する数字は、『全消』の個票データを使用して計算したTanaka



資料出所) OECD 35 国平均、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、日本の『全消』については、OECD (2019)、Figure 2.1 より引用。日本の『国生』については、『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

- 注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。
 注 2) 貧困層、低所得層、中間層、高所得層の範囲は以下の通り。
 貧困層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 50% 未満
 低所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 50% 以上 75% 未満
 中間層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満
 高所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 200% 以上

図 4 中間層の国際比較

and Shikata (2019) に基づいている。『全消』は『国生』と比べて、所得が低いサンプルが少ないという特徴を持つ (内閣府 2015)。そのため『全消』を使用して貧困層の割合を計算すると、『国生』を使用して計算した貧困層の割合よりも、数字が小さくなる (内閣府 2015)。貧困層の割合が『全消』の方が小さいので、中間層の割合は、『全消』の方が『国生』よりも大きくなるのが予想される。

『全消』に基づく貧困層や中間層の割合の数字と、『国生』に基づく貧困層や中間層の割合の数字が異なることについては後節で再度検討するが、留意すべきは、OECD (2019) が所収した Tanaka and Shikata (2019) による日本の貧困層の割合の数字が、OECD が提供する他の情報、例えば OECD (2015) やウェブ上の OECD Statistics の Income Distribution Database (IDD) 内で示されている日本の相対的貧困率の数字 (本研究における貧困層の割合に等しい) と乖離していることである。OECD の報告書や IDD が示す日本の相対的貧困率の数字は、『国生』を使用して計算した結果なので、『全消』に基づく結果とは当然乖離する。一方、他国については、OECD (2019) が示す貧困層の割合の数字と、OECD の他の報告書や IDD が示す相対的貧困率の数字はおおむね一致している。3.1 節で言及したように、中間層の割合と相対的貧困率の数字が、同一の物差しの上で測られる数字であることに鑑

みれば、日本に関して『国生』に基づいて中間層や貧困層の割合の数字を算出することは、OECD の他の報告書や IDD が示す相対的貧困率（貧困層の割合）の数字と整合的な形で数値が得られるという点で有意義である。図 4 の中で系列名に『国生』と付いたグラフが本研究において算出した数字であり、具体的には図 1 や表 1 で示した値と一致している。

図 4 を見ると、2010 年代中頃における OECD35 か国平均の中間層の割合は 61.5%で、日本の『全消』に基づく数字（65.2%。ただし 2009 年の数字）よりは小さく、『国生』に基づく数字（57.5%。2015 年の数字）よりは大きい。『全消』に基づくか『国生』に基づくかで、日本の中間層の割合の大きさに対する判断が異なりうる可能性があることがわかる。

国別の数字を確認すると、引用した 4 か国の中で中間層の割合が最も小さいのはアメリカ（51.2%）、最も大きいのはフランス（68.3%）である。『全消』に基づく場合は日本の中間層の割合の数字はフランスの数字に近く、他の 3 か国よりも大きい。『国生』に基づく場合は日本の中間層の割合の数字はフランスやドイツよりは小さく、イギリス（58.3%）に近く、アメリカよりは大きい。日本の中間層の割合の数字は、他国と比べて極端に大きかったり小さかったりするのではないが、他国と比べて中間層の割合が大きいグループに入るのか、それともそれ以外のグループに入るのかは、使用する統計によって異なる。

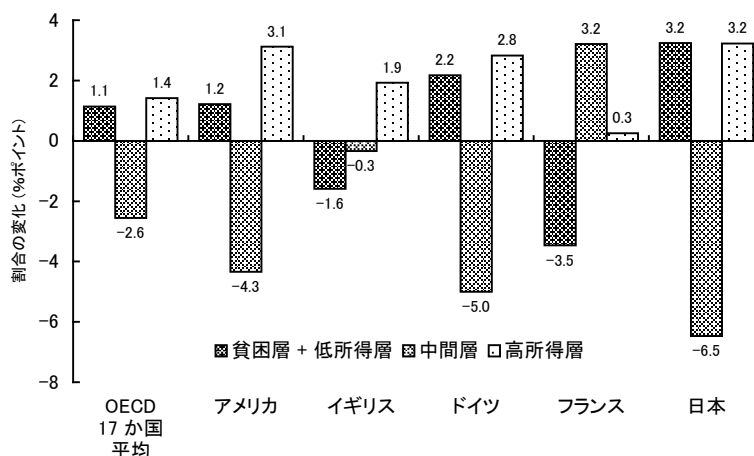
図 5 は、1980 年代中頃から 2010 年代中頃の約 30 年間に、中間層の割合がどの程度変化したのかを国別に示している。図 4 と同じ 4 か国、および OECD 平均の情報を OECD（2019）より引用した。図 5 のパネル A では、上記の 30 年間に、OECD17 か国平均では中間層の割合が 2.6%ポイント低下し、貧困層＋低所得者層の割合および高所得層の割合が上昇している。日本でも同様に中間層の割合の低下と貧困層＋低所得層および高所得層の割合の上昇が生じているが、中間層の割合の低下幅が OECD 平均と比べて大きい。引用した 4 か国の中ではアメリカ、イギリス、ドイツが日本と同様に中間層の割合の低下を経験しているが、いずれの国も低下の幅は日本よりも小さい。図 5 の引用元の OECD（2019）では、日本と同程度ないしそれ以上の低下幅を経験している国は、フィンランド（-5.8%ポイント）やイスラエル（-6.7%ポイント）、スウェーデン（-7.4%ポイント）となっている。

図 5 のパネル B は、図 5 のパネル A で見た 30 年間の変化を、10 年ごとの変化に分けて示したものである。図 1 で示した中間層の割合の推移から分かるとおり、日本における 30 年間の中間層の割合の変化の多くは、1980 年代から 2000 年代にかけて生じている。OECD17 か国平均の 10 年ごとの変化と比較した場合、1980 年代から 2000 年代にかけては日本の中間層の割合の方がより大きく低下しているが、2000 年代から 2010 年代にかけては日本と OECD17 か国平均の中間層の割合の低下幅はほぼ同じになっている。

4.4 就業や高齢化と中間層との関係

中間層の割合が低下し、貧困層や低所得層、高所得層の割合が上昇するとき、つまり、

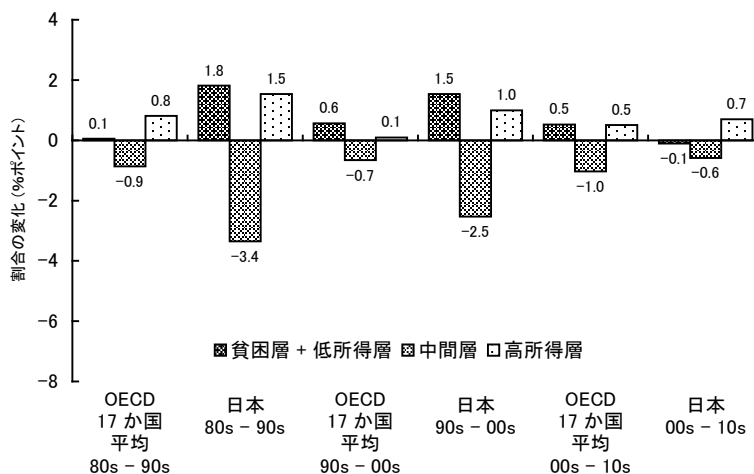
A) 1980年代中頃から2010年代中頃にかけての中間層の割合の変化



資料出所) OECD 17 国平均、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスについては、OECD (2019)、Figure 2.4 より引用。日本については、『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

- 注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。
 注 2) 貧困層 + 低所得層、中間層、高所得層の範囲は以下の通り。
 貧困層 + 低所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 未満
 中間層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満
 高所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 200% 以上

B) 10年ごとにみた中間層の割合の変化



資料出所) OECD 17 国平均については、OECD (2019)、Figure 2.4 より引用。日本については、『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

- 注 1) 中間層等は、等価可処分所得に基づき定義されている。
 注 2) 貧困層 + 低所得層、中間層、高所得層の範囲は以下の通り。
 貧困層 + 低所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 未満
 中間層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満
 高所得層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 200% 以上
 注 3) 図中の年代の詳細は以下の通り。
 80s - 90s 1980 年代中頃から 1990 年代中頃にかけての変化
 日本については、1985 年から 1994 年にかけての変化
 90s - 00s 1990 年代中頃から 2000 年代中頃にかけての変化
 日本については、1994 年から 2006 年にかけての変化
 00s - 10s 2000 年代中頃から 2010 年代中頃にかけての変化
 日本については、2006 年から 2015 年にかけての変化

図 5 中間層の変化の国際比較 (1980 年代中頃から 2010 年代中頃にかけて)

等価可処分所得で測った所得が低い者や高い者の割合が高くなる時、その背後には所得の変動に影響する複数の要因が存在している。代表的な要因だけでも、労働所得の変化（技術革新の影響や景気の変動などによる）、人口構成の高齢化に伴う変化（就業者の減少と年金等の社会保障給付に大きく依存する引退者の増加など）、世帯構成の変化（核家族化、単身世帯の増加、世帯内子ども数の変化など）などを挙げるができる。

労働所得の変化について、Yokoyama and Kodama (2019) は『賃金構造基本統計調査』の個票データを使用し、Firpo, Fortin, and Lemieux (FFL) 分解を適用して中間層の賃金変動について検証した。結果、中位に位置する男性雇用者の賃金低下が経験年数のリターンの減少に起因すること、また、中位に位置する女性雇用者の賃金低下がパート等の非正規雇用者の増大によって生じていることを明らかにしている。人口構成の高齢化に伴う変化について、65 歳以上の高齢者の方が 65 歳未満の若年者・壮年者と比べて中間層の割合が低いこと (Tanaka and Shikata 2019、田中 2020)、1980 年代から 2010 年代にかけて人口構成の高齢化が人口全体でみた中間層の割合に下落圧力をかけていること、1980 年代から 1990 年代にかけては、高齢者の中、若年者・壮年者の中で、それぞれ中間層の割合が低下していたこと (田中 2020) が明らかになっている。家族構成との関係については、子どものいない夫婦世帯や子どものいる夫婦世帯において、他の世帯類型よりも中間層の割合が高いことが示されている (Tanaka and Shikata 2019)。

先行研究の結果をふまえた上で、本節ではいくつかの要素を基準に世帯を類型化し、世帯類型ごとに中間層の割合の推移を検証する。具体的には、世帯主の年齢、世帯内の大人 (18 歳以上の世帯員) の数、子ども (18 歳未満の世帯員) の有無、就業者の数の 4 つの要素を組み合わせる形で作成される世帯類型ごとに中間層の割合を計算し、中間層に関して各世帯類型が持つ特徴を明らかにするとともに、中間層の割合の変化を時系列比較する。先行研究のように各要素を 1 つ 1 つ単独で用いて類型を作成するのではなく、複数の要素を組み合わせる形で作成された世帯類型を用いる点に本研究の特徴がある。

本節で用いる世帯類型は、OECD (2017) が示す 14 類型である。この世帯類型は、まず世帯主が高齢者⁵か高齢者以外かを基準に 2 つに分かれており、さらに世帯内の大人の数、子どもの有無、就業者の数に基づいて世帯を区分する形をとる。14 類型の具体的な内容は下記の通りである。

⁵ なお OECD (2017) の記述では、「under 66」(66 歳未満) となっている。日本では 65 歳までは労働力人口比率が比較的高く、65 歳以上で労働力人口比率が大きく低下し始めること、老齢年金の支給開始年齢が 65 歳であること、高年齢者雇用安定法が企業に 65 歳までの雇用確保措置を義務付けてきたことなどに鑑みて、本研究では 65 歳未満と 65 歳以上で世帯類型を区分することとした。

世帯主年齢 18-64 歳

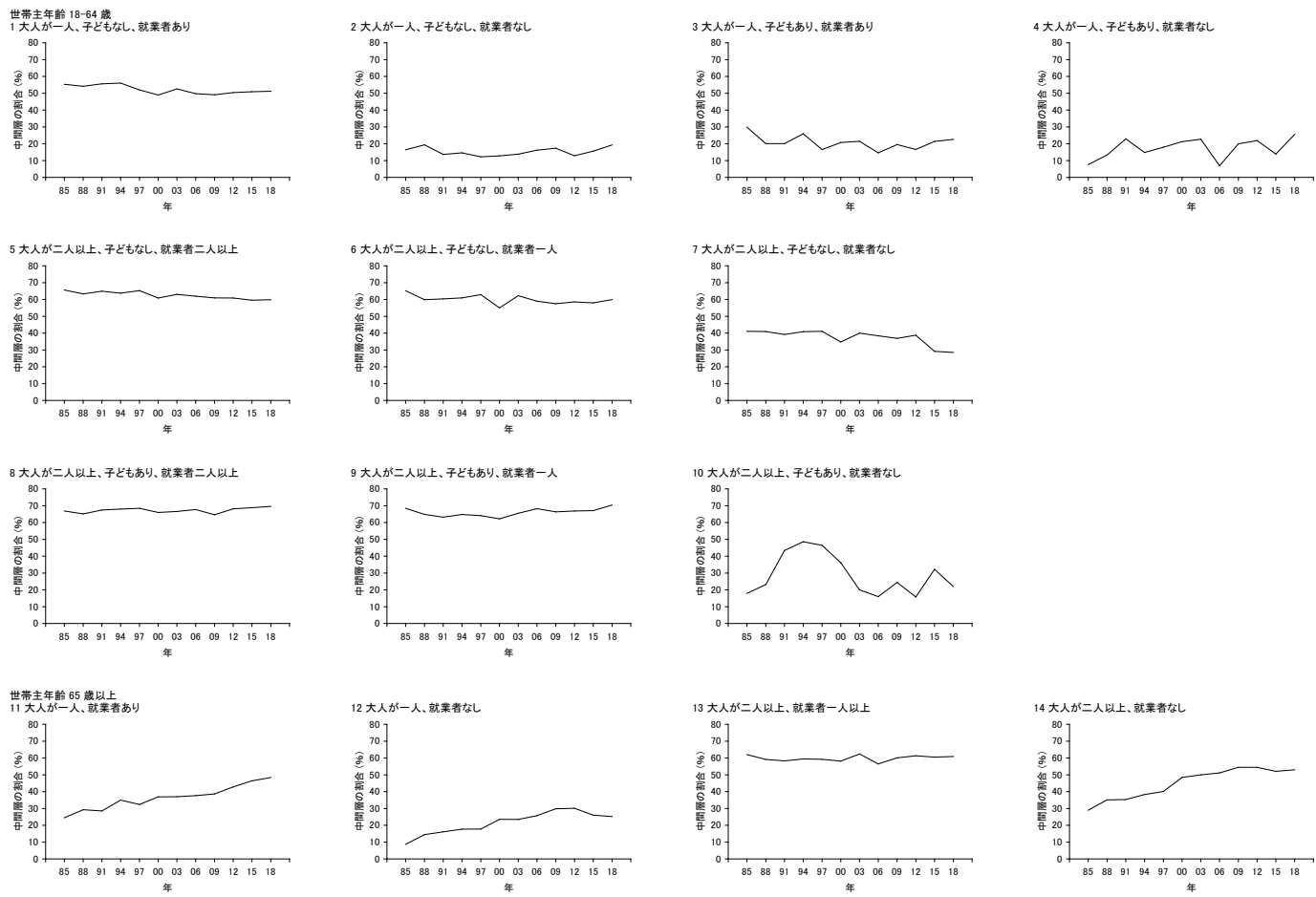
- 1 大人が一人、子どもなし、就業者あり
- 2 大人が一人、子どもなし、就業者なし
- 3 大人が一人、子どもあり、就業者あり
- 4 大人が一人、子どもあり、就業者なし
- 5 大人が二人以上、子どもなし、就業者二人以上
- 6 大人が二人以上、子どもなし、就業者一人
- 7 大人が二人以上、子どもなし、就業者なし
- 8 大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上
- 9 大人が二人以上、子どもあり、就業者一人
- 10 大人が二人以上、子どもあり、就業者なし

世帯主年齢 65 歳以上

- 11 大人が一人、就業者あり
- 12 大人が一人、就業者なし
- 13 大人が二人以上、就業者一人以上
- 14 大人が二人以上、就業者なし

OECD（2017）の世帯分類は、所得格差や貧困に関する分析の中で使用することを念頭に置いているため、例えば、貧困に関する研究の中でしばしば考察対象となる一人親と子どもで構成される（数の上ではややマイナーな）世帯を、14 の世帯類型の 1 つとして取り上げる形を取っている。また、多くの非引退世帯にとって所得の主な源泉が労働所得であることに鑑みて、就業者の有無や就業者の数により貧困や格差の状態がどのように変化するかについても検証できるように設計されている。

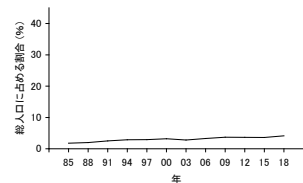
なお、この世帯類型を使用するにあたり、年齢の情報は、世帯主年齢および大人と子どもの区別にのみ適用されることに留意する必要がある。例えば、夫と死別した 70 歳の非就業の世帯主の女性と非就業の 40 歳の未婚の子どもの二人で構成される世帯は、上記の世帯類型では 14（世帯主年齢 65 歳以上で大人が二人以上、就業者なし）に分類され、この二人分の情報が 14 に計上される。もちろん世帯類型 14 の代表例は、世帯主年齢が 65 歳以上の引退夫婦世帯であるが、上述のようなややイレギュラーなケースも含まれていることには注意を要する。Tanaka and Shikata（2019）や田中（2020）のように、個人の年齢を基準に年齢区分を作成する場合はこのようなイレギュラーを避けることができるが、中間層や所得格差、貧困の研究で標準的に用いられる等価可処分所得が個人単位ではなく世帯単位で算出されることに鑑みれば、個人の年齢に基づいて年齢区分を作成するのではなく、世帯主の年齢に基づいて区分するという方法もまた有用であると考えられる。



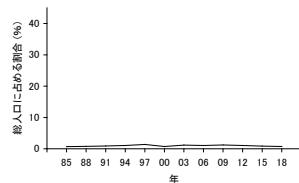
資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。
 注 1) 中間層は、等価可処分所得に基づき定義されている。
 注 2) 中間層の範囲は以下の通り。
 中間層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満

図 6 世帯類型別に見た中間層の推移

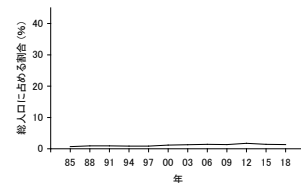
世帯主年齢 18-64 歳
1 大人が一人、子どもなし、就業者あり



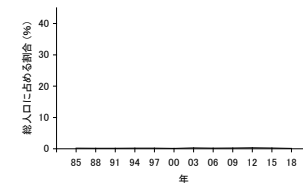
2 大人が一人、子どもなし、就業者なし



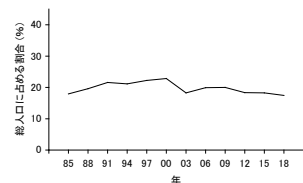
3 大人が一人、子どもあり、就業者あり



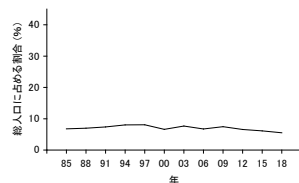
4 大人が一人、子どもあり、就業者なし



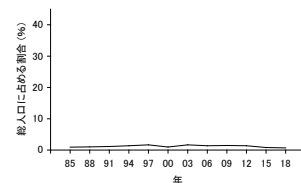
5 大人が二人以上、子どもなし、就業者二人以上



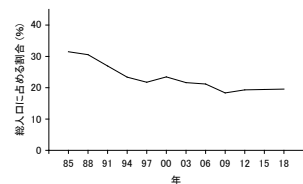
6 大人が二人以上、子どもなし、就業者一人



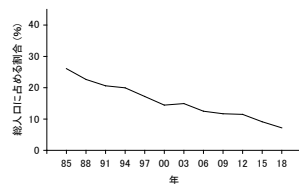
7 大人が二人以上、子どもなし、就業者なし



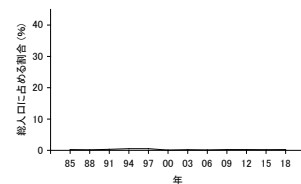
8 大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上



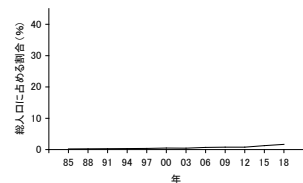
9 大人が二人以上、子どもあり、就業者一人



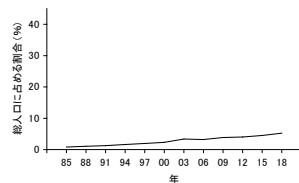
10 大人が二人以上、子どもあり、就業者なし



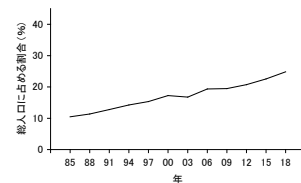
世帯主年齢 65 歳以上
11 大人が一人、就業者あり



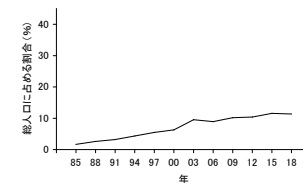
12 大人が一人、就業者なし



13 大人が二人以上、就業者一人以上



14 大人が二人以上、就業者なし



資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

図 7 各世帯類型のシェアの推移

上述の 14 の世帯類型別に計算した中間層の割合の推移を、図 6 に示した。まず一見してわかるのは、他の要素が等しい場合、就業者ありの世帯の方が就業者なしの世帯に比べて中間層の割合が高いことである。例外は世帯主年齢 18-64 歳で大人が一人で子どもがいる世帯で、この場合は就業者の有無によって中間層の割合に差異がないように見える。就業者の数について、世帯類型の 5（大人が二人以上、子どもなし、就業者二人以上）と 6（大人が二人以上、子どもなし、就業者一人）、8（大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上）と 9（大人が二人以上、子どもあり、就業者一人）を比較すると、就業者が一人の世帯よりも二人以上いる世帯の方が中間層の割合がわずかに高いが、その差は大きくはない。

総じて、世帯主年齢 18-64 歳の世帯では、1985 年から 2018 年までの間に、中間層の割合はほぼかわらないか、もしくは漸減している。これに対し、世帯主年齢 65 歳以上の世帯では、1985 年から 2018 年にかけて中間層の割合が上昇傾向にあるケースが確認できる。

（例えば世帯類型 11（大人が一人、就業者あり）、12（大人が一人、就業者なし）、14（大人が二人以上、就業者なし））。このように中間層の割合が上昇している世帯類型があれば、人口全体で見た中間層の割合も上昇しそうであるが、実際は図 1 で見たとおり、中間層の割合は中長期的には低下傾向にある。

図 6 と図 1 との整合性を取るために、14 の世帯類型それぞれに属する人口が、人口全体に占める割合（シェア）の推移を図 7 で確認する。14 の世帯類型のうち、シェアが大きい世帯類型は 5、6、8、9、13、14 である。他の世帯類型のシェアは大きくても 5%程度にとどまる。人口全体の中間層の割合の変化は、上述の 6 つの世帯類型における中間層の割合の変化、および 6 つの世帯類型のシェアの変化に大きく左右されると予想される。

世帯主年齢が 18-65 歳である世帯類型 5、6、8、9 のシェアは中長期的には低下傾向にあり、特に世帯類型 8（大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上）と 9（大人が二人以上、子どもあり、就業者一人）のシェアは 1985 年から 2018 年にかけて大きく低下している。図 6 が示すように、世帯類型 8 と 9 における中間層の割合は人口全体の中間層の割合と比べて高い水準にあるが、この世帯類型 8 と 9 のシェアが低下したことにより、人口全体でみた中間層の割合には下落圧力がかかっている。他方、世帯主年齢が 65 歳以上である世帯類型 13 と 14 を図 6 で確認すると、世帯類型 13（大人が二人以上、就業者一人以上）は中間層の割合が人口全体の中間層割合と比べてわずかに低く、世帯類型 14（大人が二人以上、就業者なし）は中間層の割合は上昇傾向にあるものの、その水準は人口全体の中間層の割合と比べて低い。世帯類型 13 と 14 のシェアが上昇することにより、人口全体でみた中間層の割合には下落圧力がかかることになる。

各世帯類型内の中間層の割合の変化と、各世帯類型のシェアの変化が、人口全体の中間層の割合の変化に与える影響について、簡単な要因分解を用いて整理する。具体的には、

表 3 中間層の割合の変化に関する要因分解

	中間層の割合 %		世帯類型のシェア %		割合の 変化		シェアの 変化		割合の 効果		シェアの 効果	
	1985 年	2018 年	1985 年	2018 年	85 → 18	85 → 18	85 → 18	85 → 18	85 → 18	85 → 18	85 → 18	85 → 18
世帯類型計	63.9	58.1			-5.8				1.5		-7.0	
世帯主年齢 18-64 歳	65.5	62.0	86.8	56.9	-3.5	-29.9	-0.5	-21.0				
1 大人が一人、子どもなし、就業者あり	55.3	51.2	1.8	4.1	-4.1	2.3	-0.1	1.2				
2 大人が一人、子どもなし、就業者なし	16.4	19.3	0.7	0.7	2.9	0.0	0.0	0.0				
3 大人が一人、子どもあり、就業者あり	29.8	22.6	0.7	1.3	-7.3	0.6	-0.1	0.2				
4 大人が一人、子どもあり、就業者なし	7.6	25.6	0.2	0.1	18.0	-0.1	0.0	0.0				
5 大人が二人以上、子どもなし、就業者二人以上	65.6	59.9	17.9	17.5	-5.7	-0.5	-1.0	-0.3				
6 大人が二人以上、子どもなし、就業者一人	65.2	60.0	6.8	5.5	-5.3	-1.3	-0.3	-0.8				
7 大人が二人以上、子どもなし、就業者なし	41.1	28.5	0.9	0.7	-12.6	-0.3	-0.1	-0.1				
8 大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上	66.8	69.6	31.5	19.6	2.8	-11.9	0.7	-8.1				
9 大人が二人以上、子どもあり、就業者一人	68.5	70.4	26.1	7.2	1.9	-18.9	0.3	-13.1				
10 大人が二人以上、子どもあり、就業者なし	17.9	22.0	0.2	0.2	4.0	0.0	0.0	0.0				
世帯主年齢 65 歳以上	53.9	54.0	13.2	43.1	0.0	29.9	2.1	14.1				
11 大人が一人、就業者あり	24.5	48.3	0.2	1.7	23.9	1.4	0.2	0.5				
12 大人が一人、就業者なし	8.7	25.2	0.8	5.2	16.5	4.4	0.5	0.7				
13 大人が二人以上、就業者一人以上	62.0	60.8	10.5	24.8	-1.2	14.3	-0.2	8.8				
14 大人が二人以上、就業者なし	29.0	53.0	1.7	11.4	24.0	9.7	1.6	4.0				

資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注 1) 中間層は、等価可処分所得に基づき定義されている。

注 2) 中間層の範囲は以下の通り。

中間層の範囲 = 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満

人口全体の中間層の割合の異時点間における変化を、各世帯類型の中で中間層の割合が変化したことによる効果と、各世帯類型のシェアが変化したことによる効果の 2 つに分解する。 t 年における中間層の割合 R_t について、1985 年から 2018 年までの変化 $\Delta R = R_{2018} - R_{1985}$ は、

$$\Delta R = \sum_i (\Delta r_i \times \bar{s}_i) + \sum_i (\bar{r}_i \times \Delta s_i)$$

と分解できる。 r_i は各世帯類型の中での中間層の割合、 s_i は各世帯類型のシェアをそれぞれ表す。また Δ は当該変数の 1985 年から 2018 年への変化の差分を表わす演算子であり、上付の棒線 ($\bar{\quad}$) は、当該変数の 1985 年と 2018 年の平均値を表わす。よって、上式の右辺第 1 項は各世帯類型の中で中間層の割合が変化したことによる効果、第 2 項は各世帯類型のシェアが変化したことによる効果をそれぞれ表わしている。

上式に基づき中間層の割合を分解した結果を表 3 に示す。1985 年から 2018 年にかけて

の人口全体の中間層の割合の変化は-5.8%ポイントであるが、これは、各世帯類型の中での中間層の割合の変化の効果（上式第1項の効果）1.5%ポイントと、各世帯類型のシェアの変化の効果（上式第2項の効果）-7.0%ポイントが相殺して生じた結果である（なお分解の結果は丸め誤差などを含んでおり、2つの効果の合計は-5.8%ポイントから少しずれている）。

中間層の割合の変化の効果は、特に世帯類型14（大人が二人以上、就業者なし）で大きく、図6でこの世帯類型における中間層の割合が上昇していることを反映した数字になっている。各世帯類型のシェアの変化の効果は、特に世帯類型9（大人が二人以上、子どもあり、就業者一人）で大きい。図7において、世帯類型9のシェアは、1985年の26.1%から2018年の7.2%まで大きく低下した。この世帯類型9の中間層の割合は人口全体の中間層の割合よりも高いが、シェアが急落したことにより、人口全体の中間層の割合に対して負の効果が生じている。世帯類型9が持つ負の効果（-13.1%ポイント）を含め、世帯主年齢18-64歳全体では、-21.0%ポイントもの大きな負のシェアの効果が計上されている。一方、世帯主年齢65歳以上全体では、シェアの効果は14.1%ポイントと大幅にプラスである。先に見た各世帯類型のシェアの変化の効果（-7.0%ポイント）は、この-21.0%ポイントの負の効果と14.1%の正の効果が相殺されて生じている。

4.5 再分配と中間層との関係

最後に、本節では、税や社会保障などによる再分配が中間層の割合に与える影響について簡単に確認する。ここまでの分析の中では中間層の割合を等価可処分所得に基づいて規定してきたが、その等価可処分所得は、税や社会保障の負担や給付の影響を受けて変動する。Derndorfer and Kranzinger (2021) は欧州の26か国を対象として、税や社会保障による再分配の前後で中間層の割合がどの程度変化したかを計算した上で、その変化幅が2000年代中頃から2010年代中頃にかけて大きくなっているのか、それとも小さくなっているのかを国別に検証している。結果、欧州の多くの国において、税や社会保障による再分配後に中間層の割合が上昇していること、26か国のうち16か国では2000年代中頃より2010年代中頃の方が再分配後の中間層の割合の上昇が大きいことを示している。Ohno et al. (2021) は、Derndorfer and Kranzinger (2021) と同様の作業を『全消』の個票データに適用した上で、1980年代末より2010年代中頃の方が再分配後の中間層の割合の上昇が大きいことを示している。本節ではDerndorfer and Kranzinger (2021) や Ohno et al. (2021) の方法を『国生』のデータに援用して、税や社会保障による再分配の前後で中間層の割合がどのように変化するのか、また、再分配による変化の効果は1985年と2018年で異なるのかを確認する。

税や社会保障による再分配が行われる前の中間層の割合を計算するにあたり、計算に使

表4 再分配による中間層の割合の変化

	中間層の割合 1985年 %		中間層の割合 2018年 %		中間層の割合の差 等価可処分所得 - 等価当初所得 %ポイント		差の 変化 %
	当初所得 a	可処分 b	当初所得 c	可処分 d	1985年 e = b - a	2018年 f = d - c	85 → 18 f - e
世帯類型計	57.3	63.9	45.6	58.1	6.6	12.6	6.0
世帯主年齢 18-64 歳	60.5	65.5	58.7	62.0	5.0	3.3	-1.7
1 大人が一人、子どもなし、就業者あり	51.3	55.3	52.4	51.2	4.0	-1.2	-5.2
2 大人が一人、子どもなし、就業者なし	15.5	16.4	15.5	19.3	0.9	3.7	2.8
3 大人が一人、子どもあり、就業者あり	25.8	29.8	23.1	22.6	4.0	-0.5	-4.5
4 大人が一人、子どもあり、就業者なし	7.9	7.6	20.4	25.6	-0.3	5.2	5.5
5 大人が二人以上、子どもなし、就業者二人以上	58.2	65.6	51.6	59.9	7.5	8.3	0.8
6 大人が二人以上、子どもなし、就業者一人	52.2	65.2	51.6	60.0	13.0	8.4	-4.7
7 大人が二人以上、子どもなし、就業者なし	19.9	41.1	14.8	28.5	21.2	13.7	-7.5
8 大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上	63.0	66.8	67.3	69.6	3.8	2.3	-1.5
9 大人が二人以上、子どもあり、就業者一人	66.6	68.5	71.3	70.4	1.9	-0.9	-2.8
10 大人が二人以上、子どもあり、就業者なし	9.1	17.9	17.1	22.0	8.9	4.9	-4.0
世帯主年齢 65 歳以上	38.3	53.9	27.8	54.0	15.7	26.2	10.5
11 大人が一人、就業者あり	18.6	24.5	21.9	48.3	5.9	26.5	20.6
12 大人が一人、就業者なし	2.2	8.7	3.4	25.2	6.5	21.8	15.3
13 大人が二人以上、就業者一人以上	47.9	62.0	40.6	60.8	14.1	20.3	6.2
14 大人が二人以上、就業者なし	5.1	29.0	5.8	53.0	23.9	47.2	23.3

資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注 1) 中間層は、等価可処分所得および等価当初所得に基づき定義されている。

注 2) 中間層の範囲は以下の通り。

中間層の範囲 = 等価可処分所得(または等価当初所得)で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満

用する所得を定義する必要がある。再分配前の所得として、Derndorfer and Kranzinger (2021) は要素所得 (factor income) を世帯の人数のルートで除した等価要素所得を用いている。Derndorfer and Kranzinger (2021) が使用した要素所得は、雇用者所得、個人年金等、事業所得、財産所得、仕送りの合計であり、換言すれば、税や社会保険料の支払い前、かつ、社会保障給付の受け取り前の所得である。『国生』の中では Derndorfer and Kranzinger (2021) が定義するところの要素所得⁶ のことを「当初所得」と呼んでいる。

⁶ 要素所得の定義は研究によって微妙に異なる。例えば OECD (2008) における要素所得の定義は、雇用者所得、事業所得、財産所得の合計であり、Derndorfer and Kranzinger (2021) の定義とは異なっている。

本節ではこの当初所得を世帯の人数のルートで除した等価当初所得を、再分配前の所得として使用する。そして、この等価当初所得で測って、中位所得の75%以上200%未満の所得を得ている人の割合（全人口に占める）を再分配前の中間層の割合とする。

表4に、等価当初所得で測った中間層の割合、および、等価可処分所得で測った中間層の割合について、1985年と2018年の数字を示した。中間層の割合の計算は、前節で用いた14の世帯類型別にも行った。表4のうち、人口全体の数字（表中「世帯類型計」の行）をまず確認すると、再分配前の中間層の割合より再分配後の中間層の割合の方が高くなっており、1985年は6.6%ポイント、2018年は12.6%ポイント、再分配後の中間層の割合が上昇している。世帯類型別に見ても、多くの世帯類型において、再分配後の方が中間層の割合が上昇している。また人口全体の数字では、1985年に比べ2018年の方が再分配前後の中間層の割合の増分が大きく、Derndorfer and Kranzinger (2021)における16か国やOhno et al. (2021)と同じ結果を『国生』のデータでも確認することができる。

ただし、2018年の方が再分配後の中間層の割合が高くなるのは、世帯主年齢65歳以上の世帯類型における効果が大きいためであることが、表4からわかる。世帯主年齢65歳以上の世帯類型では、再分配前後の中間層の割合の変化が、1985年には15.7%ポイント、2018年には26.2%ポイントで、2018年の方が再分配後の中間層の割合の上昇幅が大きい。これに対し、世帯主年齢18-64歳の世帯類型では、再分配前後の中間層の割合の変化が、1985年には5.0%ポイント、2018年には3.3%ポイントで、2018年の方が再分配後の中間層の割合の上昇幅が1.7%ポイント小さくなっている。前節で見たとおり、世帯主年齢18-64歳の世帯類型の中で、人口全体に占めるシェアが大きいのは世帯類型5（大人が二人以上、子どもなし、就業者二人以上）、6（大人が二人以上、子どもなし、就業者一人）、8（大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上）、9（大人が二人以上、子どもあり、就業者一人）であるが、このうち6、8、9において2018年の方が再分配後の中間層の割合の上昇幅が小さくなっており、これが世帯主年齢18-64歳の世帯類型全体でみたときに再分配後の中間層の割合の上昇幅を小さくしたものと推察される。

5. ディスカッション

日本の中間層の推移について

中間層の割合の推移について確認するとき、先行研究では基本的に、毎年の中位所得に基づいて中間層の範囲を定め、中間層の割合を計算し、時系列比較している。これに従えば、日本の中間層の割合の推移については、図1や表1の結果に沿って考察することがまず必要である。図1や表1では、中間層の割合は1985年から2000年にかけて低下し、そ

る。Derndorfer and Kranzinger (2021)の要素所得の定義は、Atkinson et al. (1995)が定義するところの市場所得 (market income) に近い。

の後は一定の幅の中で、顕著な低下も上昇もなく推移している。1985年から2018年の30年間という長期で見れば中間層の割合は低下しているが、2003年以降の15年間でみれば中間層の割合は上昇も低下もしていないといえる。

ただ田中（2020）も指摘するように、2003年から2018年にかけての中間層割合の安定的な動きには、中位所得の低下が関係している。4.2節でも述べたように、所得分布がゼロの方向に圧縮されている場合は、中間層の割合に変化がなくとも、中間層を含む多くの人々の所得が下落しているため、中間層の割合の変化については、より慎重な考察が必要となる。本研究の4.2節では追加的な検証として、中間層の範囲をある年で固定した上で中間層の割合の推移を確認した。1985年、1997年、2018年と中間層の範囲を固定する年を3パターン作成し、中間層の割合の推移を確認した結果、固定する年が異なると、中間層の割合の上昇や下落のパターンがかなり変わることが示された。特に中間層の範囲を1997年で固定した場合は、1985年から1994年ないし1997年まで中間層の割合が上昇した後に、2015年にかけて割合が10%ポイント近く低下するという、図1とは異なる中間層の割合の推移を得た。

毎年の中位所得に基づいて求めた中間層の割合のみを使用するのか、ある年で中間層の範囲を固定して求めた中間層の割合も併せて検討するのかは、政策の方向性や研究の目的によって選択される。ある年で中間層の範囲を固定して求めた中間層の割合を必要とするのは、例えば、過去に達成され、その後失われた所得水準の回復を政策的に指向するケースであろう。「中間層の復活」（厚生労働省 2012）といった語を使用しながら政策の方向性を検討する場合がこのケースにあたる。

日本と他国の中間層の比較について

本研究のように等価可処分所得で測った中位所得を求め、この中位所得に基づいて中間層の範囲を定める場合、貧困研究で多用される相対的貧困率と中間層の割合は、同じスケールに従って測っていることになる。つまり中間層の割合と相対的貧困率の数字は、相互に整合的（相対的貧困率（＝貧困層の割合）＋低所得層の割合＋中間層の割合＋高所得層の割合が100%になる）になる。

相対的貧困率の数字について、2022年現在、ウェブ上のOECD StatisticsのIncome Distribution Database（IDD）内で表示される日本の相対的貧困率は、『国生』に基づいて算出した数字を使用している。OECDのIDDの数字は約40か国の貧困指標や所得格差指標（ジニ係数など）が利用できるため、相対的貧困率や所得格差の水準を国際比較する際に頻繁に参照される。言い換えれば、多くの貧困研究や所得格差研究が、『国生』に基づく日本の相対的貧困率やジニ係数を参照している。また、4.3節で引用したOECD（2019）も、多くの国についてはIDDで使用している各国の統計に基づいて中間層の割合を計算してい

る。これらの状況に鑑みると、中間層の把握ならびに国際比較にあたっては、広く用いられている日本の相対的貧困率＝貧困層の割合の数字と整合的な数字が得られるように、まずは『国生』に基づく中間層の割合を算出することが必要であると考えられる。

4.3節で確認したように、2010年代中頃における『国生』に基づく日本の中間層の割合は、同時期のOECD35か国平均の中間層の割合より小さい。これが『国生』に基づく相対的貧困率と整合的な結果である。また、『国生』の結果に基づく場合、日本の中間層の割合はフランスやドイツよりは小さく、イギリスに近く、アメリカよりは大きい。さらに4.3節の図4の引用元であるOECD（2019）の日本に関する数字を『国生』の2015年の数字に置き換えて、日本以外の34か国と比較すると、中間層の割合は、低い方から数えて11位の数字であり、先進7か国の中ではアメリカに次いで2番目に低い数字となる（なお相対的貧困率＝貧困層の割合は、高い方から数えて9番目、先進7か国の中ではアメリカに次いで2番目に高い）。

中間層の割合の変化について、1980年代中頃から2010年代中頃の30年間に、OECD17か国の平均では中間層の割合が低下しているが、『国生』に基づく中間層の割合は同時期にOECD平均以上に低下している。図5の引用元であるOECD（2019）の図に『国生』に基づく日本に関する数字を加えて、日本以外の17か国と比較すると、中間層の割合の変化は、マイナス幅の大きい方から数えて3位の数字となる。『国生』に基づいて判断する限りでは、日本の中間層の割合は国際的に見てどちらかといえば小さいグループに入り、1980年代中頃から2010年代中頃にかけて、他国と比べて中間層の割合が大きく低下したといえる。

ただ、貧困研究や所得格差研究で『国生』に基づく数字が多用されているという事実と、『国生』に基づく数字のみを使用すべきかという話は、厳密には分けて考える必要がある。日本では等価可処分所得に基づいて中間層の割合を計算できる代表的な統計として、『国生』のほかに『全消』があるが、Tanaka and Shikata（2019）も指摘するように、両統計には統計技術的な違いがあり、いくつかの改善点が内閣府（2015）でも指摘されている。

このように使用する統計資料を1つに絞ることが難しい場合、例えば所得格差研究では、複数の統計に基づいて、また複数の指標に基づいて計算した数字（例えばジニ係数以外の格差指標など）を並べて、それらを比較検討するという作業がよく行われる。また、所得格差の水準ではなく、所得格差の変化の方向性（上昇するか低下するか）により注目するという方法もよく使用される。この方針に従い、中間層の割合の変化の方向性について本研究や田中（2020）が示した『国生』の結果と、Tanaka and Shikata（2019）が示した『全消』の結果を比較⁷すると、1990年代末まで中間層の割合が低下した後、2000年代以

⁷ Tanaka and Shikata（2019）における中間層の定義は本研究と同じ定義を用いており、両者の結果は相互に比較することが可能である。

降は一定の幅の中で推移している点は共通している。変化の幅については、Tanaka and Shikata (2019) では1990年代中頃から2000年代末までの数字のみが利用可能なので、その期間の数字の変化を比較すると、『国生』の1994年から2009年の間は3.3%ポイントの低下(60.6%から57.3%)、『全消』の1994年から2009年の間は2.1%ポイントの低下(67.3%から65.2%)となっており、両者とも中間層の割合は低下しているが、低下幅には1%ポイントほどの差がある。

変化の幅を国際的に比較する場合には、『国生』や『全消』とOECD(2019)で示された数字をそろえる必要がある。OECD(2019)では、図5のパネルBで示したように、1980年代中頃、1999年代中頃、2000年代中頃、2010年代中頃のOECD17か国平均の数字が利用できる。このうち1990年代中頃と2000年代中頃の数字を取り出し、『国生』と『全消』の結果と比較する。1990年代中頃から2000年代中頃にかけて、中間層の割合は、OECD17か国平均では0.7%ポイント低下したのに対し、『国生』では2.5%ポイント(1994年の60.6%ポイントから2006年の58.1%ポイント)、『全消』では1.7%ポイント(1994年の67.3%から2004年の65.6%)、それぞれ低下している。4.4節で検討したように、また田中(2020)が明らかにしたように、日本では人口全体で見た中間層の割合の変化に対して、人口構成の高齢化が大きく影響していることに留意する必要があるが、『国生』『全消』に基づく結果とOECD(2019)の結果との比較からは、2000年前後の10年間に、他国と比べて日本では、中間層の割合がより大きく低下していた可能性を指摘できる。

就業や高齢化と中間層との関係について

4.4節の分析では、世帯類型別に中間層の割合を計算し、その推移を確認した。得られた結果の中でまず強調すべきは、就業者の有無が中間層の割合の高低と大きく関係している点である。加えて、この関係は、世帯主年齢18-64歳の世帯のみならず、世帯主年齢65歳以上の世帯でも確認できる。非引退世帯、引退世帯ともに、中間層の割合の引き上げを政策的に指向する場合、就業を望んでいても就業できていない者に対する就業促進策への配慮が必要であることを、この結果は示唆している。特に、人口構成の高齢化が進む中では、人口全体の中間層の割合に対する高齢者のシェアの影響が増大するため、高齢非就業の者の就業を促進するような施策の充実が、よりいっそう求められることになる。

なお、ここで用いる就業という語は、必ずしも雇用と同義ではない点には注意を要する。この就業の中には、伝統的な自営業や家族従業者の形での就業や、非伝統的なインディペンデント・コントラクター、ディペンデント・コントラクターなどの形の就業が含まれる。日本でも1980年代までは、一定数の就業者が自営業や家族従業者の形で就業していた(Kabayashi and Kato 2016, 神林 2017)。また、Kabayashi and Kato (2016) と神林(2017)の結果を併せて考えると、自営業や家族従業者は、特に高齢者層で多かったと推察

される。本研究でも、4.5節の表4において、世帯類型13、つまり世帯主年齢が65歳以上で、大人が二人以上、就業者一人以上の世帯の等価当初所得に基づく中間層の割合は、1985年が47.9%、2018年が40.6%であり、1985年の方が割合が高い。これは、1985年においては、一定数の高齢者が自営業者や家族従業者として事業所得を得ており、その額が年金等の社会保障給付の額よりも高く、結果として中間層の範囲に入る者が多かったことを示唆している。

図7で各世帯類型のシェアの推移を確認した上で、人口全体の中間層の割合を大きく左右する世帯類型は限られていることを確認した。人口構成の高齢化が進むことにより、基本的には、世帯主年齢18-64歳の世帯のシェアは低下しており、人口全体の中間層の割合に対する影響力も低下している。ただ、世帯類型8、つまり大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上の世帯だけは、2009年をボトムとしてシェアの低下が止まり、それ以降はほんのわずかであるがシェアが上昇している。これは世帯類型9、つまり大人が二人以上、子どもあり、就業者一人の世帯のシェアが2009年以降も低下し続けていることと対照的である。

世帯類型8のシェアの低下が止まったことは、おそらくは夫婦で共に就業している世帯が増加したことを示唆している。世帯類型9のシェアが低下し続けていること、世帯類型8、9の中間層の割合が、比較的高位で推移していることなどと併せて考えると、一定水準以上の世帯レベルでの所得を確保するために、夫婦ともに就業することを選択したケースが一定数あったものと推察される。その結果、それらの世帯では等価可処分所得で測った所得が中間層の範囲内にとどまった。他方、世帯類型9に含まれる世帯は、就業者一人の所得だけで中間層の範囲にとどまれる可能性が高かった世帯ということもできるが、そのような世帯は、世帯主年齢18-64歳の世帯の中では少数派になりつつある。中間層の割合の引き上げを政策的に検討する場合、個人ベースで見た労働所得の引き上げに着目することはもちろん重要であるが、仕事と家庭の両立支援策のさらなる拡充など夫婦がともに就業できる環境の整備を通じて、夫婦の所得を合算した世帯全体の所得の向上⁸を促進するような施策が同時に必要であることを、4.4節の分析は示唆している。

再分配と中間層との関係について

4.5節の分析からは、人口全体で見た場合、税や社会保障による再分配は、中間層の割合を引き上げる効果があることがわかる⁹。ただし、その効果の大半は世帯主年齢65歳以

⁸ 世帯類型8（大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上）のシェアの低下が止まったことと、図1などで1985年と2018年を比較したときに高所得層の割合が漸増していることを併せて考えると、夫婦がともに就業し、かつ、夫婦それぞれの所得が高く、世帯全体で見た等価可処分所得が高くなるケースが徐々に増えている可能性が示唆される。

⁹ 内閣官房（2022）「全世代型社会保障構築会議報告書」は、再分配が消費の中心的な担い手である中間

表 5 再分配前および再分配後の中位所得の変化

単位: 万円

	世帯主年齢 18 - 64歳			世帯主年齢 65 歳以上			合計		
	等価可処分所得	等価当初所得	差	等価可処分所得	等価当初所得	差	等価可処分所得	等価当初所得	差
1985 年	255.0	270.8	-15.8	243.1	182.7	60.4	253.8	262.8	-9.0
1988 年	270.6	297.9	-27.3	236.8	175.4	61.4	266.1	283.5	-17.4
1991 年	297.3	332.2	-34.9	250.5	185.2	65.3	290.0	311.2	-21.2
1994 年	308.1	345.7	-37.6	264.1	187.3	76.9	300.2	321.8	-21.6
1997 年	317.0	348.9	-31.9	257.4	170.6	86.8	305.1	316.0	-10.9
2000 年	296.9	335.0	-38.1	250.4	135.3	115.1	284.4	295.3	-11.0
2003 年	289.9	332.7	-42.8	240.6	131.7	108.8	274.3	286.8	-12.5
2006 年	290.9	337.6	-46.7	227.3	99.4	127.9	269.8	280.8	-11.0
2009 年	289.6	323.9	-34.4	230.7	99.2	131.5	266.2	266.8	-0.6
2012 年	280.3	322.0	-41.7	232.6	105.6	127.1	262.2	265.5	-3.3
2015 年	275.3	324.4	-49.1	218.5	102.9	115.6	251.0	259.6	-8.6
2018 年	291.5	346.4	-55.0	216.7	106.1	110.6	255.9	266.0	-10.1

資料出所) 『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。

注) 等価可処分所得、等価当初所得ともに、2018 年基準の物価で調整済み。

上の世帯で生じており、世帯主年齢 18-64 歳の世帯での引き上げ効果は軽微である。日本では税や社会保障による再分配効果が特に高齢者層で高いことは複数の先行研究が指摘しているが、4.5 節の分析も同類の結果を示している。

さらに、この引き上げ効果は、1980 年代から 2010 年代にかけて、世帯主年齢 65 歳以上の世帯では上昇しているのに対し、世帯主年齢 18-64 歳の世帯では低下している。日本では 2000 年に介護保険料の徴収が始まり、2000 年代中頃から 2010 年代中頃にかけて年金保険料の引き上げが実施されるなど、社会保障料の負担が増大しており、これが可処分所得の低下につながって、結果として中間層の割合の引き上げ効果が小さくなった可能性がある。このような社会保障の負担増などが生じると、当初所得と可処分所得の乖離が大きくなる。表 5 に示した等価当初所得と等価可処分所得の推移を確認すると、世帯主年齢 18-64 歳の世帯における 2018 年の等価当初所得の中位所得は 346.4 万円で、これと同程度の等価当初所得の中位所得は 1994 年にも記録されている (345.7 万円。2018 年基準の物価で調整済み)。そして 1994 年の等価可処分所得の中位所得が 308.1 万円であるのに対し、2018 年は 291.5 万円と約 17 万円小さい。このように等価当初所得と等価可処分所得の乖

層を厚くすることの意義を再認識するよう呼びかけている。

離が大きくなっている状況下では、仮に賃上げ等を通じて等価当初所得が上昇したとしても、等価可処分所得は等価当初所得ほどは上昇せず、結果、中間層の割合の上昇も小さくなることが予想される。

6. 結論

本研究では、日本の中間層の割合の推移について『国民生活基礎調査』の個票データを用いて確認するとともに、割合の変化の背景にある要因について検証した。

1985年から2018年にかけて、日本の中間層の割合は低下していた。特に1985年から2000年までの低下が大きく、2003年から2018年までは一定の幅の中で安定的に推移していた。また、中間層の範囲をある年で固定した上で中間層の割合の推移を確認すると、中間層の割合の低下幅が大きくなるケースがあることが確認された。

中間層の割合を国際比較したとき、『国民生活基礎調査』から計算した数字に基づく、日本の中間層の割合はOECD平均よりも低い。ただし、中間層を算出する統計を『全国消費実態調査』に変更すると、日本の中間層の割合はOECD平均よりも高い。使用する統計によって他国との順序関係が入れ替わることに注意を要する。他方、中間層の割合の低下幅は、『国民生活基礎調査』『全国消費実態調査』のいずれの統計を使用した場合もOECD平均の低下幅より大きかった。

中間層の割合が変化した背景について、就業や人口構成の高齢化の観点から検証した。世帯内に就業者がいると、就業者がいない場合に比べて中間層の割合が高くなることが確認された。また、人口全体で見た中間層の割合の変化は、中間層の割合が比較的高い非引退世帯のシェアが低下し、中間層の割合が比較的低い引退世帯のシェアが上昇したことに大きく影響を受けて低下していることがわかった。

税や社会保障による再分配は、中間層の割合を引き上げる効果を持つ。この引き上げ効果は主に引退世帯で大きく、非引退世帯における引き上げ効果は相対的に小さい。また非引退世帯における引き上げ効果は、1985年より2018年の方が小さくなっている。

中間層の割合の引き上げを政策的に指向することを仮定した上で、本研究から得られる政策的な示唆は以下の通りである。まず、非引退世帯、引退世帯ともに、就業を望んでも就業できていない者に対する就業促進策への配慮が望まれる。また、仕事と家庭の両立支援策のさらなる拡充など、夫婦がともに就業できる環境の整備を通じて、夫婦の所得を合算した世帯全体の所得の向上を促進するような施策への配慮も併せて必要となる。税や社会保障による再分配については、非引退世代の中間層の割合をより上昇させることを念頭に置いた議論が求められる。

本研究は主に所得の観点から中間層を定義し、その時系列的な推移について考察したが、消費や資産の観点から中間層を定義、考察する方法もあり、これについては残された課題

である。また本研究では就業の有無や高齢化の観点から中間層の変化の背景要因について検証したが、例えば労働所得の変化と中間層の変化との関係や、雇用形態の多様化と中間層の変化との関係、都市部と地方部の就業機会の違いと中間層との関係などについては未検証のまま残されている。これらの分析については今後の課題とする。

本研究の執筆にあたり、厚生労働省より『国民生活基礎調査』の個票データ（1986年度から2019年度）の提供を受けた。また、小野晶子氏、地曳暁瑛氏、中井雅之氏、堀有喜衣氏からは、本研究の改訂に際し詳細なコメントを頂戴した。JILPT 内の報告会では、樋口美雄氏を始め各氏から貴重なコメントを頂戴した。本研究の改訂に助言くださった諸氏にあらためて御礼申し上げます。なお、本研究にあり得べき誤りは、すべて筆者らに帰するものである。

参考文献

- Alesina, A., & Perotti, R. (1996). Income distribution, political instability, and investment. *European Economic Review*, 40(6), 1203-1228.
- Alvaredo, F., Chancel, L., Piketty, T., Saez, E., & Zucman, G. (2017). Global inequality dynamics: New findings from WID. world. *American Economic Review*, 107(5), 404-409.
- Atkinson, A. B. and Brandolini, A. (2013). On the identification of the middle class. In J. C. Gornick & M. Jäntti (Eds), *Income inequality: Economic disparities and the middle class in affluent countries* (pp. 77-100), Stanford, CA: Stanford university press.
- Atkinson, A. B., Rainwater, L., & Smeeding, T. M. (1995). *Income distribution in OECD countries: Evidence from the Luxembourg Income Study*, OECD publishing, Paris.
- Barro, R. J. (1999). Determinants of democracy. *Journal of Political Economy*, 107(S6), S158-S183.
- Benhabib, J., & Przeworski, A. (2006). The political economy of redistribution under democracy. *Economic Theory*, 29(2), 271-290.
- Cingano, F. (2014). *Trends in income inequality and its impact on economic growth* (OECD Social, Employment and Migration Working Papers No. 163). Retrieved from OECD iLibrary website: https://read.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/trends-in-income-inequality-and-its-impact-on-economic-growth_5jxrjncwxv6j-en#page1
- Derndorfer, J., & Kranzinger, S. (2021). The decline of the middle class: New evidence for Europe. *Journal of Economic Issues*, 55(4), 914-938.
- Doepke, M., & Zilibotti, F. (2005). Social class and the spirit of capitalism.

Journal of the European Economic Association, 3(2-3), 516-524.

Doepke, M., & Zilibotti, F. (2008). Occupational choice and the spirit of capitalism. *The Quarterly Journal of Economics*, 123(2), 747-793.

Easterly, W. (2001). The middle class consensus and economic development. *Journal of Economic Growth*, 6(4), 317-335.

Freeman, R., Han, E., Madland, D., & Duke, B. V. (2015). *How does declining unionism affect the American middle class and intergenerational mobility?* (NBER working paper No. w21638). Retrieved from National Bureau of Economic Research website: <https://www.nber.org/papers/w21638>

Goos, M., Manning, A., & Salomons, A. (2014). Explaining job polarization: Routine-biased technological change and offshoring. *American Economic Review*, 104(8), 2509-2526.

Kambayashi, R., & Kato, T. (2016). *Good jobs and bad jobs in Japan: 1982-2007* (Center on Japanese Economy and Business (CJEB) Working Paper No. 348). Retrieved from Columbia University Libraries Academic Commons website: <https://academiccommons.columbia.edu/doi/10.7916/D8WQ03W7>

OECD (2008). *Growing Unequal?: Income distribution and poverty in OECD countries*, OECD publishing, Paris.

OECD (2014). *Report on the OECD framework for inclusive growth*. Retrieved from https://www.oecd.org/mcm/IG_MCM_ENG.pdf

OECD (2015). *In it together: Why less inequality benefits all*, OECD publishing, Paris.

OECD (2017). *Terms of reference: OECD project on the distribution of household incomes, 2017/18 collection*. Retrieved from <https://www.oecd.org/els/soc/IDD-ToR.pdf>

- OECD (2019). *Under pressure: The squeezed middle class*, OECD publishing, Paris.
- Ohno, T., Kitamura, Y., & Miyazaki, T. (2021). *Decomposition approach applied on the effects of taxes and social insurance premiums on income distribution: Contributions to the size of the middle class in Japan* (RIETI Discussion Paper Series 21-E-062). Retrieved from Research Institute of Economy, Trade and Industry website: <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/21e062.pdf>
- Ravallion, M. (2010). The developing world's bulging (but vulnerable) middle class. *World Development*, 38(4), 445-454.
- Tanaka, S., & Shikata, M. (2019). *The middle class in Japan, 1994-2009: Trends and characteristics* (Keio-IES Discussion Paper Series DP2019-001). Retrieved from Institute for Economic Studies website: <https://ies.keio.ac.jp/upload/pdf/en/DP2019-001.pdf>
- Yokoyama, I., & Kodama, N. (2019). Why the earnings of the middle class declined: evidence from Japan. *Applied Economics Letters*, 26(2), 152-156.
- 神林龍 (2017). 正規の世界・非正規の世界. 慶應義塾大学出版会.
- 厚生労働省 (2012). 労働経済白書 平成 24 年版.
- 田中聡一郎 (2020). 日本の中間層の推移: 国民生活基礎調査 (1985-2015) に基づく推計. 厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査 (H30-政策-指定-008)」平成 30 年度~令和元年度 総合研究報告書, 252-265. Retrieved from https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2019/191011/201901012A_upload/201901012A_0016.pdf
- 篠崎武久 (2015). 所得の観点から見た中間層の把握の方法について. 人文社会科学研究 (早稲田大学), 55, pp. 199-216.

内閣官房 (2022). 全世代型社会保障構築会議報告書. Retrieved from [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_shakaihosho_kochiku/dai5/bessi.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_shakaihosho_kochiku/dai5/bess_i.pdf)

内閣府 (2015). 相対的貧困率等に関する調査分析結果について. Retrieved from <https://www5.cao.go.jp/keizai3/kakusa/20151218kakusa.pdf>